

人事院公示第 16 号

人事院は、人事院規則 2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第 2 項の規定に基づき、昭和 38 年人事院公示第 5 号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和 5 年 5 月 8 日

人事院総裁 川 本 裕 子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定（前書きを含む。以下同じ。）の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
人事院は、人事院規則 2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第 2 項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）、人事院規則 9—1（非常勤職員の給与）、人事院規則 9—2（俸給表の適用範囲）、人事院規則 9—5（給与簿）、人事院規則 9—6（俸給の調整額）、人事院規則 9—6—6（人事院規則 9—6（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則 9—7	人事院は、人事院規則 2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第 2 項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）、人事院規則 9—1（非常勤職員の給与）、人事院規則 9—2（俸給表の適用範囲）、人事院規則 9—5（給与簿）、人事院規則 9—6（俸給の調整額）、人事院規則 9—6—6（人事院規則 9—6（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則 9—7

(俸給等の支給)、人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)、人事院規則 9—8—8 (人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9—8—14 (人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9—8—18 (人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9—8—40 (人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9—8—57 (人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9—8—68 (人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9—8—90 (人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9—15 (宿日直手当)、人事院規則 9—

(俸給等の支給)、人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)、人事院規則 9—8—8 (人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9—8—14 (人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9—8—18 (人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9—8—40 (人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9—8—57 (人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9—8—68 (人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9—8—90 (人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9—15 (宿日直手当)、人事院規則 9—

1 7 (俸給の特別調整額)、人事院規則 9—2 4 (通勤手当)、人事院規則 9—3 0 (特殊勤務手当)、人事院規則 9—3 4 (初任給調整手当)、人事院規則 9—4 0 (期末手当及び勤勉手当)、人事院規則 9—4 3 (休日給)、人事院規則 9—4 9 (地域手当)、人事院規則 9—5 4 (住居手当)、人事院規則 9—5 5 (特地勤務手当等)、人事院規則 9—8 0 (扶養手当)、人事院規則 9—8 2 (俸給の半減)、人事院規則 9—8 9 (単身赴任手当)、人事院規則 9—9 3 (管理職員特別勤務手当)、人事院規則 9—9 7 (超過勤務手当)、人事院規則 9—1 0 2 (研究員調整手当)、人事院規則 9—1 2 1 (広域異動手当)、人事院規則 9—1 2 2 (専門スタッフ職調整手当)、人事院規則 9—1 2 3 (本府省業務調整手当)、人事院規則 9—1 2 9 (東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等並びに特定新型インフルエンザ等に対処するための人事院規則 9—3 0 (特殊勤務手当)の特例)、人事院

1 7 (俸給の特別調整額)、人事院規則 9—2 4 (通勤手当)、人事院規則 9—3 0 (特殊勤務手当)、人事院規則 9—3 4 (初任給調整手当)、人事院規則 9—4 0 (期末手当及び勤勉手当)、人事院規則 9—4 3 (休日給)、人事院規則 9—4 9 (地域手当)、人事院規則 9—5 4 (住居手当)、人事院規則 9—5 5 (特地勤務手当等)、人事院規則 9—8 0 (扶養手当)、人事院規則 9—8 2 (俸給の半減)、人事院規則 9—8 9 (単身赴任手当)、人事院規則 9—9 3 (管理職員特別勤務手当)、人事院規則 9—9 7 (超過勤務手当)、人事院規則 9—1 0 2 (研究員調整手当)、人事院規則 9—1 2 1 (広域異動手当)、人事院規則 9—1 2 2 (専門スタッフ職調整手当)、人事院規則 9—1 2 3 (本府省業務調整手当)、人事院規則 9—1 2 9 (東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等並びに新型コロナウイルス感染症及び特定新型インフルエンザ等に対処するための人事院規則 9—3 0 (特

規則 9—1 4 7（給与法附則第 8 項の規定による俸給月額）、人事院規則 9—1 4 8（給与法附則第 1 0 項、第 1 2 項又は第 1 3 項の規定による俸給）及び人事院規則 9—1 4 9（令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。

1 （略）

2 委任する権限及び所掌事務

一～二十 （略）

二十一 人事院規則 9—1 2 9

（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等並びに特定新型インフルエンザ等に対処するための人事院規則 9—3 0（特殊勤務手当）の特例）に規定する次に掲げる事項

(1)～(17) （略）

(削る)

殊勤務手当）の特例）、人事院規則 9—1 4 7（給与法附則第 8 項の規定による俸給月額）、人事院規則 9—1 4 8（給与法附則第 1 0 項、第 1 2 項又は第 1 3 項の規定による俸給）及び人事院規則 9—1 4 9（令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。

1 （略）

2 委任する権限及び所掌事務

一～二十 （略）

二十一 人事院規則 9—1 2 9

（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等並びに新型コロナウイルス感染症及び特定新型インフルエンザ等に対処するための人事院規則 9—3 0（特殊勤務手当）の特例）に規定する次に掲げる事項

(1)～(17) （略）

(18) 第 7 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、人事院が定めることとされている航空機及び船舶、区域並びに作業について

<p>(削る)</p>	<p><u>定めること。</u></p> <p><u>(19) 第7条第1項第2号の規定に基づき、人事院が定めるところとされている作業について定めること。</u></p>
<p>(削る)</p>	<p><u>(20) 第7条第2項第1号の規定に基づき、人事院が認めるところとされている作業について認めること。</u></p>
<p><u>(18) 第7条第1項の規定に基づき、人事院が定めるところとされている新型インフルエンザ等及び作業について定めること。</u></p>	<p><u>(21) 第8条第1項の規定に基づき、人事院が定めるところとされている新型インフルエンザ等及び作業について定めること。</u></p>
<p><u>(19) 第7条第2項の規定に基づき、人事院が認めるところとされている作業について認めること及び人事院が定めるところとされている額について定めること。</u></p>	<p><u>(22) 第8条第2項の規定に基づき、人事院が認めるところとされている作業について認めること及び人事院が定めるところとされている額について定めること。</u></p>
<p>二十二～二十四 (略)</p>	<p>二十二～二十四 (略)</p>
<p>3・4 (略)</p>	<p>3・4 (略)</p>

2 この決定による改正は、令和5年5月8日から効力を発生する。